

組合事務所を便宜供与せよ！

場所はある！便宜供与しないのは、不当労働行為だ！

JR東海労幹地申第 1号

2010年 8月 9日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部
本部長 吉川 直利 殿

JR東海労働組合新幹線地方本部
執行委員長 成田 隆 浩

「組合事務所の便宜供与」に関する申し入れ

新幹線地本の組合事務所の便宜供与について、この間行ってきた申し入れに対して、会社は一貫して「東京地区には場所がない」と主張し、組合事務所の便宜供与を行ってこなかった。しかし組合の調査で便宜供与可能な箇所が存在することが明らかになった。東京地区においては他労組に組合事務所の便宜供与をしているにもかかわらず、JR東海労働組合新幹線地本には便宜供与を行わないことは不当労働行為であり、断じて認められない。

下記の通り申し入れるので、速やかに協議し便宜供与を行うこと。また便宜供与が行われない場合は、法的措置を取る用意があることを併せて通告する。

記

1. 有楽町～新橋間の新幹線高架下「西銀座JRセンター」内において便宜供与可能な部屋が存在する。速やかに組合事務所として便宜供与すること。

以上